

令和7年4月1日現在

指定自立訓練(生活訓練)事業

指定宿泊型自立訓練事業

重要事項説明書

自立訓練（生活訓練・宿泊型）北天寮

あなたに対する自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 愛星福祉会
所 在 地	福島県郡山市片平町字妙見館 1 番 1
電 話 番 号	0 2 4－9 5 1－6 4 1 2
代表者氏名	理事長 星 光一郎
設 立 年 月	昭和 6 2 年 6 月 2 9 日

2. 利用施設

事業の種類	指定自立訓練（生活訓練）事業 指定宿泊型自立訓練事業 平成 2 4 年 4 月 1 日指定
事業所の名称 （事業所番号）	自立訓練（生活訓練・宿泊型）北天寮 指定番号 （0 7 1 0 3 0 1 1 8 5）
事業所の所在地	福島県郡山市片平町字峯三天 7 番
連 絡 先	電話番号 0 2 4－9 6 2－7 9 0 1 ファックス 0 2 4－9 6 2－7 9 0 3
管 理 者	星 光一郎
サービス 実施地域	福島県全域
対象者	精神障害者、知的障害者、身体障害者
定 員	2 0 名
開設年月日	平成 1 3 年 1 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に定める期間にわたり、食事や家事等の日常生活能力の向上を図るための訓練を行い、地域生活を営むことができるように支援します。 また、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している利用者に対し、自立訓練（生活訓練）として、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に食事や家事等の生活能力の維持・向上のための訓練を行ない、積極的な地域移行の推進を図ります。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図り、適正且つきめ細かな自立訓練（生活訓練）サービスを提供していきます。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

（1）施 設

建物	構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板板茅平屋建 1階建（耐火建築物）（耐震構造）
	敷地面積	2, 4 0 5 m ²
	延べ床面積	4 9 7. 7 3 m ²

（2）主な設備

	部屋数	備 考
訓 練 室	4 室	食堂・相談室・調理場を兼ねる
相 談 室	1 室	
洗面設備	3 か所	
便 所	3 か所	うち 1 か所は車いす対応
食 堂	1 室	訓練室を兼ねる
浴 室	1 室	
居 室	1 0 室	2 人部屋
調 理 場	1 室	訓練室を兼ねる
事 務 室	1 室	
当 直 室	1 室	
短期入所居室	2 室	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の配置状況（20名に対して）

職 種	員数
管理者	1
サービス管理責任者	1 以上
生活支援員（宿泊型含む）	3 以上
地域移行支援員	3 以上
宿直員	1 以上

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※サービス管理責任者とは・・・

自立訓練（生活訓練）及び宿泊型自立訓練計画の作成に関することを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行います。

※生活支援員とは・・・

自立訓練（生活訓練）及び宿泊型自立訓練計画に基づき、日常生活上の支援、相談を行います。

※地域移行支援員とは・・・

地域生活への移行後の住まいに関する情報提供及び地域生活へ移行した利用者の定期的相談支援を行います。

(ア) 職種の勤務体系

職 種	勤務時間帯
管理者	8 : 4 5 ～ 1 7 : 0 0
サービス管理責任者 生活支援員	7 : 0 0 ～ 1 5 : 3 0
	9 : 0 0 ～ 1 7 : 3 0
	1 1 : 3 0 ～ 2 0 : 0 0
地域移行支援員	1 6 : 0 0 ～ 9 : 0 0 ※兼務
当直/宿直	2 0 : 0 0 ～ 8 : 0 0

(イ) 営業日と営業時間（日中）

営業日 ：各月から8日を除した日数とする。営業日については
カレンダーで定め、事前に知らせるものとする。

自立訓練(生活訓練) 営業時間 ： 9 : 0 0 ～ 1 5 : 0 0 まで
宿泊型自立訓練 営業時間 ： 1 5 : 0 0 ～ 9 : 0 0 まで

(ウ) 利用期間（宿泊型）

原則1年間とし、利用開始から3か月ごとに更新します。（市町村が利用継続
の必要性について確認し、更新支給決定を行なった場合）

6. サービス提供の内容及び利用料金

対象者別負担階層表		
訓練等給付対 象者	生活保護	生活保護受給
	低所得 1	市町村民税非課税世帯（本人収入 80 万以下）
	低所得 2	市町村民税非課税世帯（低所得 1 以外）
	一般	市町村民税課税世帯（年収 600 万円未満）
		市町村民税課税世帯（年収 600 万円以上）

(1) 自立訓練（生活訓練）

負担階層	生活訓練サービス費	福祉専門職員 配置等加算	1日合計 (円)
生活保護	0	0	0
低所得者 1 低所得者 2	0	0	0
一般	7 7 6	1 0	7 8 6

(2) 宿泊型自立訓練

負担階層	生活訓練サービス 費	福祉専門 職員配置 等加算	夜間支援等 体制加算Ⅱ	1日合計 (円)
生活保護	0	0	0	0
低所得者 1 低所得者 2	0	0	0	0
一般	2 8 1	7	3 2	3 2 0

※ 宿泊型サービス費は利用期間が 2 年超の場合には、2 8 1 単位（円）から
1 7 0 単位（円）となります。

※ その他の加算については、別紙にてご参照ください。

(3) その他の実費

サービスの種類	サービスの内容	金 額
創作的活動・ 及び生産活動等	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実 費
日常生活上必要 となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実 費
食事サービス (宿泊型のみ)	希望により食事の提供をします。 朝食時間 8:00～ 昼食時間 12:00～ 夕食時間 17:45～ ※食費は月末に算出し請求させていただきます。 ※キャンセルは前日12:00まで、それ以降は実費でキャンセル料が発生します。	朝食: 250円 昼食: 420円 夕食: 350円
居住費 (宿泊型のみ)	居室の提供(2人部屋) ベッド・エアコン・棚を完備	657円/日 20,000円/月
光熱水費 (宿泊型のみ)	電気代、ガス代、水道代等。 全室エアコン完備	328円/日 10,000円/月
健康診断	嘱託医等と相談し、必要な健診を実施します。	実 費
その他	・ サービス提供記録等の複写代 ・ 証明書諸書類の発行代	10円 100円

- ※ 居住費及び光熱水費（共有部分の管理に必要な費用も含む）については、外泊や入院等の場合においても原則として月額で請求させていただきます。
- ※ 例外として、月の途中での契約締結や解除に伴う居住費及び光熱費については、日割りの金額にて請求となります。

訓練等給付費対象サービス内容

＜サービスの概要＞

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	①生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練及び創作的活動・生産活動の訓練を行います。 ②生活リズムを整えながら、生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。 （日常生活訓練・社会適応訓練等）
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
入浴 (宿泊型のみ)	毎日（但し、必要に応じて適切に対応します。）
入床 (宿泊型のみ)	消灯（21：00～ 6：00） ※原則
整容 (宿泊型のみ)	毎食後の歯磨き、洗面の支援、確認等個性を尊重した適切な整容を支援します。

7. 利用料金の支払いについて

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。当事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を当事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます。）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容及び利用料金 その他の実費」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

6項(1)(2)(3)の料金は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の27日までに、以下の指定口座への振込によりお支払いください。

東邦銀行 郡山^{おろしまち}卸町支店

ゆうちょ銀行

普通口座 358251

NO.02260-4-95776

口座名義 北天寮 施設長 星 光一郎

社会福祉法人 愛星福祉会

8. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 当事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については、契約の終了後5年間保存します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9:30～16:30です。（土・日・祝日を除く。）

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に基づいた対応を行います。

但し、サービス提供を行う上で、他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関から情報提供を要請された場合には、利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を行います。

9. 要望・苦情等申立先に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 利用相談窓口	・窓口受付者 鈴木 広宣 ・苦情解決責任者 星 光一郎 ・受付時間 9:00～17:00 ・電話番号 024-962-7901 - F A X 024-962-7903 ・ 担当者が不在の場合は、事業所までお申し出下さい。	
社会福祉法人 愛星福祉会 第三者苦情委員	たなか ごいち 田中 吾一	電話番号 024-952-2333
	あくつ しんいち 阿久津 信一	電話番号 024-952-2473
		(人権擁護員)
郡山市役所 障がい福祉課	・所 在 地：福島県郡山市朝日1丁目23-7 ・電話番号：024-924-2381	
福島県 運営適正化委員会	・所 在 地：福島県福島市渡利字七社宮111 ・電話番号：024-523-2943 ・F A X：024-523-2943	

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待防止について	事業所は、虐待防止のため、次の措置を講じます。 ・虐待の防止等のための責任者を設置します。 【責任者】 施設長 星 光一郎 ・虐待防止のため、従業者への研修を実施します。 ・虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、委員会での検討結果に従業者に周知徹底します。 ・成年後見制度の利用支援をします。 ・苦情解決体制の整備をします。
虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 障がい者110番 ・ご利用時間 8:30～17:00 (平日) ・電話番号 024-563-5110 - F A X 024-563-5129

(3) 成年後見制度に関する事項

当事業者は利用者等の人権擁護のために、必要に応じて成年後見制度の利用支援を行います。

10. 協力医療機関

医療機関の名称	公益財団法人星総合病院附属星ヶ丘病院		
医 院 長 名	竹内 賢		
所 在 地	福島県郡山市片平町字北三天7番地		
電 話 番 号	024-952-6411		
診 療 科	精神科・内科・歯科	入院設備	有

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

11. 事故発生時の対応

- (1) 事業所はサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及びその処置について記録します。
- (3) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

12. 非常災害対策

対応	事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に通知します。
訓練等	事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・(その他、拡声器・携帯ラジオ・懐中電灯等)
消防計画	防火管理者を定め、消防署へ提出しております。
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

1 3. 感染症の予防等

事業所は、感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延を防止するための指針を整備します。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のため、従業者に対する研修及び訓練を実施します。

1 4. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、次の措置を講じます。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. ハラスメント対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じます。

16. その他運営に関する重要事項

(1) 事業所は、従業者の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。

① 採用時研修 採用後2か月以内

② 継続研修 年4回

(2) 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

(4) 事業所は、利用者又はその家族の同意がある場合、個別支援計画作成等にかかる担当者会議を、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、その際、個人情報の適切な取り扱いに留意します。

(5) 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存します。

(6) 事業所は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）及び指定宿泊型自立訓練の提供に関する次に掲げる記録を整理し、提供した日から5年間保存します。

① 指定自立訓練（生活訓練）及び指定宿泊型自立訓練計画

② 具体的なサービスの内容等の記録

③ 市町村への通知に係る記録

④ 身体拘束等に係る記録

⑤ 苦情の内容等の記録

⑥ 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

17. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	星ヶ丘福祉タウン内禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 ※預り金要綱に基づき契約を交わし、施設でお預かりすることも可能です。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18. 第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
実施年月日 年 月 日	
評価機関の名称	
結果の開示 有 ・ 無	

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス自立訓練（生活訓練）の提供及び利用の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名： 自立訓練（生活訓練・宿泊型）北天寮

説明者職名： 氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービスの提供及び利用に
ついて重要事項の説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所：

氏 名： ⑩

身元引受人住所：

氏 名： ⑩

続 柄：

